

全国高等学校通信制教育研究会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、全国高等学校通信制教育研究会（以下「全通研」という）という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を東京都台東区東上野4丁目13番3号（服部ビル内）におく。

(組 織)

第3条 この会は、通信制の課程を設置する高等学校（以下「実施校」という）をもって組織する。

2. 全国を7地区（東北・北海道、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）に分け、それぞれに地区高等学校通信制教育研究会（以下「地区通研」という）をおく。
3. この会の入会および退会は、細則の定めるところによる。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 この会は、会員の研究発表、知識の交換ならびに会員相互間および関連学会、協会との連絡提携の場となり、通信制教育に関する進歩普及を図り、もって高等学校通信制教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前述の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- 一 通信制教育に関する調査、研究
- 二 通信制教育用学習書等の改善ならびに編集
- 三 研究の奨励および研究業績の表彰
- 四 会報等の発行
- 五 研究会および学術講演会等の開催
- 六 関連学会、協会との連絡および協力
- 七 その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員および会費

(会 員)

第6条 この会の会員は、つぎのとおりとする。

- 一 正会員は、実施校の専任の者とする。
- 二 特別会員は、この会の目的事業に賛助後援し、所定の会費を納める者または団体とする。

(会 費)

第7条 この会の会員は、会費を納めなければならない。会費は細則に定めるところによる。

2. 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第4章 資産および会計

(資 産)

第8条 この会の資産は、次のとおりとする。

- 一 別紙財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる果実
- 三 会 費
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

第9条 この会の資産は、会長が管理する。

(会 計)

第10条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

2. 事業計画および収支予算を変更した場合も前項と同様とする。

第11条 この会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、事業報告書および財産目録と共に監事の意見をつけ、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

2. この会の収支決算に剰余金のあるときは、理事会の議決を経て、総会の承認を受けて、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員および職員

(役 員)

第13条 この会につぎの役員をおく。

- 一 理事15人以上40人以内（うち会長1人および副会長若干、ならびに常務理事20人以内）
- 二 監事2人

第14条 理事および監事は総会で選任し、理事は互選で会長および副会長、ならびに常務理事を定める。

第15条 会長は、理事会を組織して、この会の事務の執行を決定する。

2. 会長は、この会の事務を総理し、この会を代表する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときまたは事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序にしたがい、その職務を行う。

4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

第16条 監事は、本会の財産の本会の財産の運用及び会務の執行の状況を監査する。

第17条 この会の役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

2. 補欠（または増員）による役員の任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第18条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長その他の職員をおく。

2. 職員は会長が任命する。

3. 職員は有給とする。

第19条 この会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、この会に対し特に功労のあった者のうちから、総会の議決をもって推戴する者とする。

第6章 会 議

第20条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、理事現在数の二分の一に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、会長はこれを招集

しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。

第21条 理事会は、理事現在数の三分の二以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

ただし、該当事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第22条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

第23条 臨時総会は、理事会で必要と認めたとき、会長はいつでも招集することができる。

第24条 通常総会および臨時総会の議長は、会議のつど理事の互選で定める。

第25条 つぎの事項は、通常総会に提出して、その承認をうけなければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録についての事項
- 四 その他理事会において必要と認めた事項

第26条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条 総会の議事の要項および議決した事項は、実施校に通知する。

第28条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2人以上が書名押印の上、これを保存する。

第29条 会長は、本会の目的達成のため、緊急止むを得ない場合は、総会を持たず常務理事会に諮り、理事会の議決を経て、適宜必要な措置をとることができる。ただし、その場合は、事後、総会の承認を受けなければならない。

第7章 会則の変更

第30条 この会則は、理事会および総会において、それぞれ三分の二以上の議決を経なければ変更することができない。

第8章 補 則

(細 則)

第31条 この会の会則についての細則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。

付 則

この会の会則は、昭和45年6月11日より施行する。

この会の会則は、平成12年6月15日改正、平成13年4月1日より施行する。

この会の会則は、令和元年6月13日改正、平成31年4月1日より施行する。

この会の会則は、令和7年6月13日改正、令和7年4月1日より施行する。